

- 提出書類を忘れずに添付してください。申請に必要な提出書類は、申請書(請求書)裏面に記載されています。ご確認ください。

・給与収入がある場合：給与明細書等のコピー
・事業(不動産)収入がある場合：帳簿などのコピー
・年金収入がある場合：年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などのコピー

- 申請書等は、糸満市のホームページ(QRコード➡)からダウンロードできます。給付金担当窓口(糸満市役所1階ロビー)でも配布しています。



[1] 予期せず令和5年1月から10月までに家計が急変し、収入が減少した場合✓を記入して下さい。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

[2] 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

[3] この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載します。

[4] 下表の非課税限度額早見表から①の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認します。

[5] 【4】で確認した限度額を⑦欄に記入します。

[6] 記載例①の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低いため支給対象(裏面③は記入不要)となります。

[7] 記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(裏面③を記入)を行います。

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。

① チェック(☑)してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変した」とは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 【D】×12	非課税相当収入限度額 【5】
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1 テスト太郎	1	☑課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年6月	0円	0円	0円	1,320,000円	1,378,000円
2 テスト花子	0	☐課税 ☐非課税	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年	0円	0円	0円		
記載例①(収入で申請)									
4 テスト二郎	1	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和5年5月	0円	140,000円	0円	1,680,000円	1,378,000円
記載例②(所得で申請 ※収入で非該当の場合等)									
5	人	☐未申告	☐ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=【D】				

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課税されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

世帯員(本人)が扶養している親族の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,880,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円
配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	2,897,000円
配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	3,297,000円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合
2,043,999円

※これを超える場合は、左記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

年間所得での申請をする場合や、年間収入見込額では非課税相当収入限度額を超えてしまうが、年間所得見込額では非課税相当になる場合等は、裏面③もご記入ください。

窓口でのご相談は「予約制」です

● 糸満市臨時特別給付金担当窓口

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、窓口でのご相談は、予約制となっています。ご予約は、右記のコールセンターまでご連絡 **記載例②(所得で申請)**

糸満市臨時特別給付金
コールセンター

☎ 0120-824-288

8:30~17:00 ※土日祝、12/29~1/3を除く



③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】		【控除】		【所得見込】	【非課税所得 限度額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税所得 限度額 ⑫
1	[-]	円	円	円	円	円	円
2							
記載例①(収入で申請する場合、この欄の記入は不要です。)							
1	テスト ジョウ	1,680,000	860,000			820,000	828,000
2	テスト 二郎	円	円	円	円	円	円
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

[-] 収入で申請する場合は、記入不用です。

[8] 表面⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

[9] ⑧~⑩の各欄に該当する控除額を記入してください。

[10] 下表の非課税限度額早見表から、表面①欄の扶養人数に応じて、該当する限度額を⑫欄に記入してください。

[11] 年間所得見込額(⑪欄)を計算してください
年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)

⑪欄の額が⑫欄の額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
 - 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
 - 表面【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
 - 表面【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
 - 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - 60万円超130万円未満 → 60万円
 - 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - 110万円超330万円未満 → 110万円
 - 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- $$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$
- ⑫「非課税所得限度額」には、下の早見表から、表面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に記入した人数に該当する限度額を記入してください。
- ※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

世帯員(本人)が扶養している親族の人数	非課税所得限度額	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円	1,350,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	828,000円	
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,108,000円	
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,388,000円	
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,668,000円	
配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	1,948,000円	
配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	2,228,000円	

[10]

※これを超える場合は、左記の被扶養者の人数に応じた区分を適用



詳しくは、糸満市のホームページ(QRコード)を、ご確認ください。